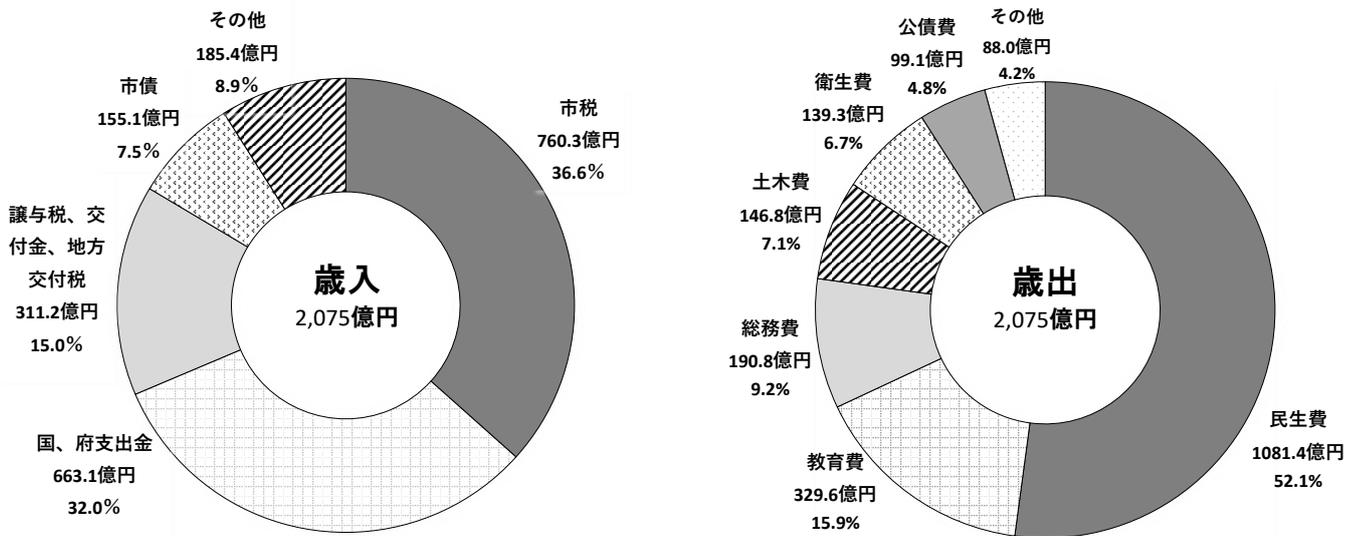


市税のあらまし

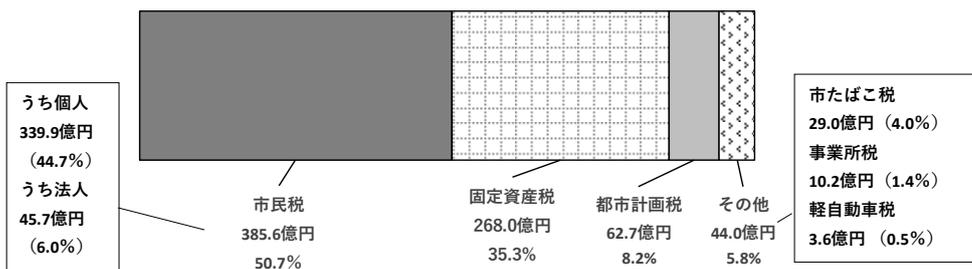
くらしと市税

豊中市は、教育、福祉、ごみ処理、消防、道路・公園の整備など日常生活の広い範囲にわたっていろいろな仕事をしています。これらに必要な費用は、主にみなさんに納めていただく市税に支えられています。

令和7年度豊中市の財政



市税の内訳



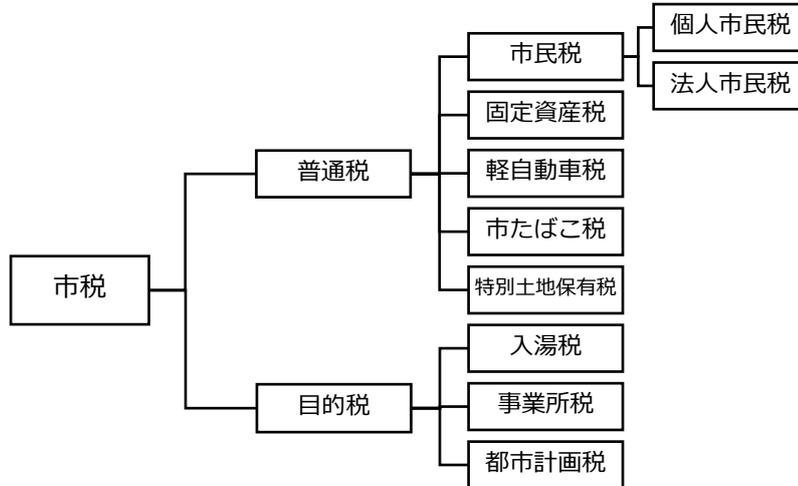
令和7年度豊中市の財政
 令和7年4月1日現在
 推計人口 397,521人
 世帯数 181,769世帯
 一般会計当初予算総額 2,075億円
 市民一人当たり 463,875円

もくじ

くらしと市税	1	軽自動車税	10	市税の納付	13
市税の概要	2	市たばこ税	12	申告と納期	13
個人市民税	2	入湯税	12	納付方法	14
法人市民税	5	特別土地保有税 ..	12	市税に関する証明	15
固定資産税	7	事業所税	12	お問い合わせ先一覧	16
都市計画税	9				

市税の種類

豊中市における市税は次の8種類です。



普通税	税金の使い道が特定されていない税金です。市のいろいろな仕事の費用に使うことができます。
目的税	税金の使い道が特定されている税金です。入湯税は消防施設など、事業所税は道路・学校・社会福祉施設など、都市計画税は道路・街路などの整備費用にあてられます。

市税の概要

市民税

個人市民税

1. 納税義務者

毎年1月1日現在の住所	納める市民税
豊中市内に居住する人	均等割(市・府民税)・所得割(市・府民税)
豊中市内に事業所、事務所、家屋敷を保有する人	均等割(市・府民税)

課税されない人

所得割も均等割も課税されない人

- ・令和7年(2025年)1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
(給与の収入金額で2,044,000円未満の人)

・前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

扶養親族がない人	35万円+10万円
扶養親族がいる人	35万円 × (本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数) + 10万円 + 21万円

所得割が課税されない人

前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

扶養親族がない人	35万円+10万円
扶養親族がいる人	35万円 × (本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数) + 10万円 + 32万円

2. 税額の計算方法

$$\text{所得割} + \text{均等割} = \text{年税額 (注1)}$$

(注1) 豊中市内に居住する納税義務者には、併せて森林環境税(国税)1,000円が加算されます。

所得割額

$$\begin{aligned} \text{所得割額} = & [\text{課税所得金額 (前年の所得金額} - \text{所得控除額)} \times \text{税率}] - \text{調整控除額 (注2)} \\ & - \text{税額控除額 (配当控除・住宅借入金等特別税額控除 (注3) 等)} \\ & - \text{配当割額控除額 または 株式等譲渡所得割額控除額} \end{aligned}$$

定額減税

令和7年度に限り、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が48万円以下の方で国外居住者を除く)を有する方を対象に、所得割額から1万円を控除します。(控除額がその方の所得割額を超える場合は、所得割額が上限)

税率

市民税	府民税
6%	4%

(注2) 調整控除

平成19年度(2007年度)からの税源移譲に伴い、所得税と市・府民税の人的控除額の差により発生する負担増を調整するため所得割額から一定額を減額します。

(注3) 住宅借入金等特別税額控除

(平成21年(2009年)以降の入居者が対象)

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、控除しきれなかった金額を市・府民税(所得割額)から控除することができます。

対象となる金額は、次のうちいずれか少ないほうの金額となります。

- ①住宅借入金等特別控除可能額のうち、前年分の所得税から控除しきれなかった金額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額(上限額 97,500円)

均等割額

均等割額 = 4,300円 (市民税 3,000円 + 府民税 1,300円(注4))

(注4)大阪府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に必要な財源(大阪府森林環境税)を確保するため、平成28年度(2016年度)から令和9年度(2027年度)までの12年間、府民税均等割に300円を加算しています。

3. 申告

1月1日に市内に住所がある人は、次に該当する人を除き、その年の3月15日までに市・府民税申告が必要です。

申告する必要がない人

- ・前年中に所得のなかった人
(ただし、公営住宅の家賃算定、就学援助、保育料の算定、国民健康保険料の算定などで課税証明書が必要な場合で、どなたの扶養にも入っていない人は申告が必要)
- ・所得税の確定申告をした人
- ・前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人
- ・前年中の所得が公的年金等にかかる所得(雑所得)だけで、日本年金機構などの支払先から市役所へ、公的年金等支払報告書が提出されている人
(ただし、公的年金等支払報告書には記載されていない所得控除(国民健康保険料等、医療費控除、生命保険料控除等)がある場合や、公的年金等支払報告書の記載内容と所得控除が異なる場合は申告が必要)

4. 納税の方法**普通徴収**

事業所得などがある人が、納税通知書によって年4回(6月、8月、10月、12月)に分けて納める方法です。

特別徴収(給与)

給与の支払者(会社など)が、給与所得者の毎月の給与(毎年6月から翌年の5月まで)から税額を差し引いて納める方法です。

特別徴収(公的年金等)

年金の支払者(日本年金機構など)が、年6回の年金支給時に年金から税額を差し引いて納める方法です(新しく公的年金等からの特別徴収の対象となる人は、公的年金等にかかる税額の2分の1を6月と

8月に普通徴収、残りの2分の1を10月、12月、2月の公的年金等からの特別徴収)
対象は、次のすべての要件にあてはまる人です。

- ① 令和7年(2025年)4月1日現在で65歳以上であること
- ② 令和7年度(2025年度)に公的年金等にかかる市・府民税が課税されていること
- ③ 老齢基礎年金等の年額が18万円以上であること
- ④ 豊中市の介護保険料が年金から引き落としされていること
- ⑤ 源泉徴収税額(所得税額)・介護保険料・国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)を引いた年金額が市・府民税額より多いこと

公的年金等にかかる市・府民税額と給与所得にかかる市・府民税額がある場合

65歳未満の場合、公的年金等にかかる市・府民税額を給与所得にかかる市・府民税額と合わせて、給与から特別徴収(給与からの引き落とし)をすることができますが、65歳以上の場合、公的年金等にかかる市・府民税額を給与所得にかかる市・府民税額と合わせて、給与から特別徴収をすることができません。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所または寮等を有する法人等に対してかかる税で、「均等割」と「法人税割」があります。

1. 納税義務者

納税義務者	納めるべき税	
	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所を有する法人	○	○
市内に寮等のみを有する法人	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有するもの	—	○

2. 申告納付

法人市民税は各法人が課税標準・税額等を自ら計算して算定した税額を下記期限内に申告納付をするという「申告納付方式」をとっています。

申告期限	
確定申告	各事業年度終了日の翌日から2か月以内
中間(予定)申告	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内

3. 税額の計算方法

均等割

$$\text{均等割額} = \text{均等割の税率(円)} \times \text{算定期間中に事務所を有していた月数} / 12$$

法人税(国税)がかからない場合でも、資本金等の額・従業者数および事務所を有していた月数から算定します。

税率

資本金等の額	市内従業員数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超~50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超~10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超~1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人 (資本金の額または出資金の額がない法人等)		60,000円

法人税割

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額(国税)} \times \text{税率}$$

- ・法人税割額は法人税(国税)を基礎とし、市の条例で定められた税率に乗じて計算します。
- ・豊中市以外にも事業所がある場合は従業者数で按分します。

税率

平成26年10月1日以後に 開始となる事業年度の税率	令和元年10月1日以後に 開始となる事業年度の税率
12.1%	8.4%

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます。）にかかる税です。

1. 納税義務者

毎年1月1日現在で市内に固定資産を所有している人。具体的には次のような人です。

土地	1月1日現在で、登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	1月1日現在で、登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	1月1日現在で、償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※1月2日以降に売買などで実際の所有者が変わっても、1月1日現在で所有者として登記または登録されている人が納税義務者です。

2. 税額の計算方法

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

原則として、その固定資産の評価額が課税標準額になります。ただし、土地については住宅用地の特例措置や税負担の調整措置（次ページ8. 参照）が適用されて、課税標準額が評価額より低く算定される場合があります。

3. 評価額の決め方

評価額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき市長が決定します。土地・家屋については、3年ごとに評価替えを行って価格を決定し、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、その価格を3年間据え置きます。

土地	令和5年（2023年）1月1日現在の地価公示価格及び鑑定評価等から求めた価格の7割を目途に路線価を付設し、画地計算法を用いて評価額を決定しています。 なお、令和7年度（2025年度）評価額は、令和6年（2024年）7月1日までの地価動向を反映した評価修正率を適用しています。
家屋	現在の家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要な建築費をもとに、その家屋の建築年次（経過年数）などを考慮し、決定します。（再建築価格方式）
償却資産	事業用の設備、機械器具等の取得時の価格をもとに、耐用年数に応じて減価償却を行い決定します。

4. 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方や借地借家人などの関係者は、関係する固定資産の固定資産課税台帳について、市役所の開庁時間中はいつでも閲覧できます。

※関係者はその権利を証する書類が必要です。

5. 縦覧帳簿の縦覧

市内に土地か家屋を所有する納税者は、市内の土地または家屋価格等縦覧帳簿（所在地・面積・評価額など。所有者の名前や住所は除く）をご覧になれます。期間は、毎年4月1日から固定資産税の第1期の納期限（令和7年度は6月2日）までです。

6. 固定資産課税台帳に登録された価格に不服のあるとき

固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産の価格等を登録したことを公示した日（当該年の4月1日）から納税通知書の交付を受けた日の翌日以後3か月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。詳しくは、審査委員会事務担当（6858-2157 税務管理課内）へお問合せください。

7. 納税の方法

納税通知書によって、5月、7月、9月、12月の年4回に分けて納めていただきます。

8. 宅地等に対する課税標準の特例（都市計画税を含む）

（1）住宅用地

住宅用地の課税標準額は、原則として以下のようになります。

区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
小規模住宅用地 （200㎡以下の部分）	評価額 × 1 / 6（特例率）	評価額 × 1 / 3（特例率）
一般住宅用地 （200㎡を超える部分）	評価額 × 1 / 3（特例率）	評価額 × 2 / 3（特例率）

ただし、前年度比準課税標準額が上の表により計算される本来の課税標準額未満の場合、

- ①前年度比準課税標準額に本来の課税標準額の5%相当額を加えた額を今年度の課税標準額とします。そのことにより、本来の課税標準額を上回る場合は、本来の課税標準額を今年度の課税標準額とします。
- ②前年度比準課税標準額に本来の課税標準額の5%相当額を加えた額が本来の課税標準額の20%を下回る場合は、20%相当額まで引き上げた額を今年度の課税標準額とします。

（2）非住宅用地

非住宅用地の課税標準額は、固定資産税・都市計画税ともに原則として以下のようになります。

$$\text{評価額} \times 70\%$$

ただし、前年度比準課税標準額が、評価額の70%を下回る場合、

- ①前年度比準課税標準額が、評価額の60%以上70%未満の場合、前年度比準課税標準額に据え置かれます。
- ②前年度比準課税標準額が、評価額の60%未満の場合、前年度比準課税標準額に評価額の5.0%相当額を加えた額に引き上げますが、そのことにより、評価額の60%を上回る場合は、評価額の60%相当額とします。また、評価額の20%を下回る場合は、20%相当額まで引き上げます。

(3) 特定市街化区域農地

特定市街化区域農地には、一般住宅用地と同様の特例措置があります。

Q & A 固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

問 家を新築して、固定資産税が課税されるようになってから今年で4年目になります。今年度から税額が急に上がったのですが、なぜですか。

答 新築住宅が一定の要件に該当するときは、家屋の固定資産税の税額を減額する制度があります。減額する期間は、新たに課税する年度から3年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は5年度分）です。あなたの場合は、昨年度までで減額の期間が終わり、今年度から本来の税額になったためです。

都市計画税

毎年1月1日現在で市街化区域内（豊中市の場合は全域）に所在する土地・家屋を所有している人にかかる税で、固定資産税と合わせて納めていただきます。

$$\text{都市計画税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3 / 100)$$

※課税標準額の計算方法については、8. 宅地等に対する課税標準の特例（都市計画税を含む）を参照してください。

都市計画税の使いみち

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてるための目的税です。豊中市では、下水道・街路・公園などの整備や土地の区画整理、都市の再開発などの事業に要する費用の財源として、その多くを都市計画税でまかなっています。

軽自動車税

1. 納税義務者

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車を所有している人。納期は5月末です。4月2日以降に廃車手続きをされても、その年度分の税は納めていただくことになります。

2. 税額(代表的な車種)

(1) 種別割

(ア) 原動機付自転車及び二輪車

車種区分		税率(年額)
特定小型原動機付自転車(定格出力0.6kW以下)		2,000円
原付一種(50cc以下、定格出力0.6kW以下)		2,000円
原付一種(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)		2,000円
原付二種乙(50cc超 90cc以下、定格出力0.6kW超 0.8kW以下)		2,000円
原付二種甲(90cc超 125cc以下、定格出力0.8kW超 1kW以下)		2,400円
ミニカー(20cc超 50cc以下、定格出力0.25kW超 0.6kW以下)		3,700円
二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

(イ) 三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率(年額)			
—			平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたもの(旧税率)	平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの(新税率)	初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過したもの(重課税率)	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(ウ) グリーン化特例(軽課)について

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた、環境負荷の小さい三輪及び四輪以上の軽自動車は、その燃費性能に応じて車両取得翌年度分のみグリーン化特例(軽課)が適用されます。

(2) 環境性能割

新車・中古車を問わず、車両の取得価額(50万円を超えるものに限る)に対して環境性能に応じた税率を課税。

課税団体	豊中市 ※ただし、当分の間、大阪府が賦課徴収を行う
課税客体	三輪以上の軽自動車(特殊自動車を除く)
納税義務者	軽自動車の取得者
課税標準	軽自動車の通常の取得価額
税率	本則0~3%(環境性能等に応じて税率が決定) ※当分の間の措置として0~2%に軽減 詳しい税率等は総務省のHPをご確認ください。
免税点	50万円
徴収方法	申告納付

3. 125cc以下のバイクの登録と廃車

手続き	場面	必要なもの
登録	購入した 譲受けた	本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等) 販売証明書 廃車証明書
廃車	譲渡した 売却した 市外への住所変更 盗難にあった	本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等) 豊中市のナンバープレート 標識交付証明書 (旧 原動機付自転車申告済証)

なお、以下のものは市役所で手続きができません。

種類	問い合わせ先
軽自動車	軽自動車検査協会(050-3816-1841)
125cc超のバイク	大阪運輸支局(050-5540-2058)

※盗難の場合も、警察への盗難届とは別に廃車手続きが必要です。

市たばこ税

たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に製造たばこを売渡す場合などにかかる税で、たばこの小売価格に含まれています。税額は、売渡しをした製造たばこの本数 × 税率です。税率は令和3年(2021年)10月1日から6,552円/1,000本です。

入湯税

温泉(鉱泉浴場)に入浴したときに、1人1日について、宿泊する人 150円、宿泊しない人75円の税額で、温泉の経営者が徴収し、翌月の15日までに市へ申告納入していただきます。

特別土地保有税

一定規模以上の土地に対して課税していましたが、平成15年度(2003年度)以降は課税を停止しています。

事業所税

一定規模以上の事務所または事業所に対して課税されます。事業所税には、事業所床面積にかかる資産割と従業員給与総額にかかる従業員割があります。

市税の納付

申告と納期

※納期、期限日が土・日・祝日等の場合はそれらの日の翌日

4月		10月	市・府民税(普通徴収) 第3期
5月	固定資産税・都市計画税 第1期 軽自動車税(種別割)	11月	
6月	市・府民税(普通徴収) 第1期	12月	市・府民税(普通徴収) 第4期 固定資産税・都市計画税 第4期
7月	固定資産税・都市計画税 第2期	翌年 1月	給与支払報告書、固定資産税(償却資産) の申告書の提出…1月31日まで
8月	市・府民税(普通徴収) 第2期	2月	
9月	固定資産税・都市計画税 第3期	3月	事業所税(個人)、市・府民税(個人) の申告…3月15日まで
毎月	市・府民税(給与からの特別徴収)[6月~翌年5月]、市たばこ税、入湯税		
定期	法人市民税、事業所税(法人)		

1. 延滞金

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただくことになります。

2. 滞納処分

市税を滞納した場合、督促状や催告書の送付などで速やかな納税をお願いしますが、それでも納税がない場合は、財産を調査し滞納処分(差押)を行います。場合によっては差し押えた財産を換価し、その代金を滞納市税に充てることになります。

納税相談

災害、事業の廃止、失業、病気等のやむを得ない事情により市税の納付が困難になったときは、事情をお聞きしたうえで、分割での納付や納付期限の延長ができる場合がありますので、債権管理課までご相談ください。

納付方法

口座振替納付

金融機関の預貯金口座から自動的に振替納税する制度です。納付のために金融機関の窓口等に出向く手間がかからず、便利で安全です。

口座振替依頼書は、市内の豊中市指定の金融機関の窓口、市役所税務管理課、庄内出張所、新千里出張所に置いてあります(郵送も可)。依頼書に必要事項を記入し、届出印をご持参のうえ、取引されている金融機関の窓口へ直接ご提出ください。

取扱税目	市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
振替日	各税目の納期限の日に振替します。 ※納期限の過ぎた市税は振替できません。
振替開始時期	お申込月の翌月末以降の納期限分より振替できます。 お申込日により振替が翌々月以降になる場合もあります。
振替方法	全期前納振替または期別振替

eL-QR(地方税統一QRコード)を用いた納付

eL-QRのついた納付書は、eL-QRに対応した金融機関やインターネット(地方税お支払サイト)、対応するスマートフォンアプリで納付することができます。ただし、金融機関以外での納付の場合、領収証書等は発行されません。また、クレジットカードによる納付の場合、所定の決済手数料がかかります。口座振替をご利用の方がeL-QRでの納付を希望される場合、口座振替の停止後、eL-QR付きの納付書を発行します。

詳しくは市ホームページまたは地方税お支払サイトをご確認ください。

コンビニ納付用バーコードを用いた納付

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)は、1枚当たりの税額が30万円以下で専用のバーコードが印刷された納付書に限り、コンビニエンスストアで納付することができます。

また、バーコードをスマートフォンアプリで読み取り、インターネットバンキング(モバイルレジ)やクレジットカード(モバイルレジクレジット)、各種スマートフォン決済を利用して納付することもできます。利用できるコンビニエンスストアや対応済スマートフォン決済は納付書の裏面に記載しています。ただし、スマートフォンアプリを利用した納付では領収証書等は発行されません。また、モバイルレジクレジットの場合、所定の決済手数料がかかります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

市税に関する証明

証明書の種類	手数料	取扱い窓口
市・府民税課税(所得)証明書 (個人)	1通 300円	市民課 6858-2211 (市役所第一庁舎1階1~5番窓口) 庄内出張所 6334-3531 新千里出張所 6872-0573
	1通 200円	コンビニエンスストアのマルチコピー機(注1)
納税証明書 (市・府民税(個人)、法人市民税、 固定資産税・都市計画税、軽自動車税)	1通 300円 (軽自動車税の車検証交付用は無料)	市民税課 6858-2447 (市役所第一庁舎2階211番窓口) 庄内出張所 6334-3531 新千里出張所 6872-0573
豊中市税に未納のない証明書	1通 300円	
酒類販売(製造)業免許申請用証明書	1通 600円	
公益法人事業報告書用証明書 公益法人移行申請用証明書	1通 300円	
固定資産税評価証明書	土地1筆・家屋1棟それぞれにつき1件300円、1筆又は1棟増すごとに150円加算	
固定資産税公課証明書 (公租公課証明書)		
固定資産税台帳登載証明書		
住宅用家屋証明書	1通 1,300円	市民税課 6858-2447 (市役所第一庁舎2階211番窓口)

注1) 最新年度のみ。(毎年6月頃から新年度(当該年度)の発行が可能)

発行には、マイナンバー(個人番号)カード(利用者証明用電子証明書発行済みのもの)
または住民基本台帳カード(自動交付の利用登録済みのもの)が必要。

Q & A 転入してきた場合、市・府民税の課税証明書はどのような?

問 令和7年(2025年)4月1日に他市から豊中市に転入してきましたが、令和7年度(2025年度)の市・府民税課税証明書は豊中市で発行してもらえるのでしょうか。

答 令和7年度(2025年度)の市・府民税課税証明書は、令和7年(2025年)1月1日現在の住所地で発行されます。遠方の場合には郵便でも請求できますので、前住所地の市役所・役場にお問合せください。

お問い合わせ先一覧

内容	問い合わせ先
個人市民税に関する事	市民税課 6858-2131
法人市民税に関する事	市民税課 法人市民税担当 6858-2139
固定資産税・都市計画税に関する事	固定資産税課 土地担当 6858-2148 家屋担当 6858-2142 償却資産担当 6858-2144 課税担当 6858-2150
軽自動車税に関する事	市民税課 軽自動車税担当 6858-2153
市たばこ税に関する事	市民税課 市たばこ税担当 6858-2154
入湯税に関する事	市民税課 入湯税担当 6858-2154
特別土地保有税に関する事	市民税課 6858-2154
事業所税に関する事	市民税課 事業所税担当 6858-2154
市税の還付の手続きに関する事	税務管理課 6858-2159
市税の減免に関する事	市民税課 6858-2131 固定資産税課 6858-2150
市税の納付相談に関する事	債権管理課 6858-2161
市税に係る不服申立て(審査請求)に関する事	市民税課 6858-2131 固定資産税課 6858-2150 税務管理課 6858-2157 債権管理課 6858-2161
国税に関する事	豊能税務署 〒563-8688 池田市城南2-1-8 TEL 072 - 751 - 2441
府税に関する事	豊能府税事務所 〒563-8588 池田市城南1-1-1 TEL 072 - 752 - 4111

令和7年度(2025年度)

市税のあらまし

発行 令和7年(2025年)5月

豊中市財務部税務管理課

電話 06(6858)2157